

分野	5	通番	1
法律名	国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第1項	×	
第10条	第1項	×	
第10条	第3項	×	
第10条	第6項	×	
第11条	第1項	×	

分野	5	通番	2
法律名	国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第7条	第2項	×		
第7条	第3項	iv	e	
第7条	第4項	iv	e	
第7条	第5項	×		
第7条	第9項			準用規定
第8条	第2項	×		
第8条	第4項	×		
第8条	第5項	×		
第8条	第7項			準用規定
第9条	第1項	×		
第9条	第2項	×		
第9条	第3項	×		
第9条	第4項	×		
第9条	第5項	×		
第9条	第6項	×		
第9条	第7項	×		
第9条	第8項	×		
第9条	第9項	×		
第9条	第10項	×		
第9条	第11項	iv	e	
第9条	第13項	×		
第9条	第14項			準用規定
第12条	第1項	×		
第12条	第2項	×		
第12条	第3項	×		
第12条	第5項	×		
第12条	第7項	×		
第12条	第8項	×		
第12条	第10項	×		
第12条	第11項	×		
第12条	第12項	×		
第12条	第13項	×		
第12条	第14項			準用規定
第12条	第15項			準用規定
第13条	第1項	×		

分野	5	通番	2
法律名	国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第15条	第2項	×		
第16条	第1項	×		
第17条	第1項	ア		
第18条		×		
第19条	第2項	i		
第20条	第2項	ア		
第20条	第3項	ア		
第23条	第3項			準用規定
第24条	第1項	×		
第24条	第2項	ア		
第24条	第3項	ア		
第27条の3	第1項	×		
第27条の3	第2項	iv	e	
第27条の3	第3項			準用規定
第27条の3	第4項			準用規定
第27条の3	第5項			準用規定
第27条の4	第4項			準用規定
第27条の5	第1項	×		
第27条の5	第2項	ア		
第27条の5	第3項	ア		
第27条の6	第2項	iv	e	
第27条の6	第3項			準用規定
第27条の6	第4項			準用規定
第27条の6	第5項			準用規定
第27条の7	第2項	×		
第27条の7	第3項	×		
第27条の7	第4項			準用規定
第27条の8	第1項	×		
第27条の8	第2項			準用規定
第28条	第1項	×		
第28条	第3項	iv	e	
第29条	第2項			準用規定
第32条	第1項	i		
第33条		i		
第39条	第3項	×		

分野	5	通番	2
法律名	国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第39条	第4項	×		
第39条	第9項	iv	e	
第41条	第2項	ア		

分野	5	通番	3
法律名	多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第7条	第2項	×		
第7条	第3項	×		
第7条	第4項	×		
第8条	第3項	×		
第10条	第1項	iv	g	
第10条	第2項			準用規定
第12条	第2項	×		
第12条	第3項	×		
第23条	第2項	×		
第23条	第3項	×		
第24条	第3項	×		
第25条	第1項	iv	g	
第25条	第2項			準用規定

分野	5	通番	4
法律名	広域的・地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	×		
第5条	第3項	×		
第5条	第4項	×		
第5条	第5項	iv	e	
第5条	第6項	iv	e	
第5条	第8項	×		
第5条	第9項	×		
第5条	第10項			準用規定
第17条	第1項	×		
第17条	第2項	×		
第17条	第3項	×		
第17条	第4項	×		

分野	5	通番	5
法律名	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	×	
第5条	第2項	×	
第5条	第3項	×	
第5条	第4項		準用規定
第7条	第1項	×	
第8条	第1項	×	
第8条	第2項	×	
第11条の2	第12項		地方自治法の準用
第11条の3	第9項		準用規定

分野	5	通番	6
法律名	国会等の移転に関する法律(平成四年法律第百九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第24条		×	



分野	5	通番	7
法律名	国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	キ		
第5条	第2項	キ		
第5条	第3項	キ		
第6条	第1項	キ		
第6条	第2項	キ		
第6条	第3項	キ		
第6条	第5項	×		
第6条の3	第1項	キ		
第6条の3	第2項	キ		
第6条の3	第3項	iv	g	
第6条の3	第5項	×		
第6条の4	第1項	キ		
第6条の4	第2項	キ		
第7条		×		
第8条	第2項			準用規定
第8条	第5項			準用規定
第17条	第1項	キ		
第17条	第3項	キ		
第18条		キ		
第21条	第1項	iv	e	
第21条	第2項	×		
第24条	第2項	ア		
第24条	第3項	ア		
第26条	第2項	ア		
第29条	第1項	i		
第30条	第2項	×		
第30条	第4項	ア		
第31条	第2項	×		

分野	5	通番	8
法律名	国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第百四十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条			国土調査法の適用

分野	5	通番	9
法律名	沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	キ		
第5条	第2項	キ		
第5条	第3項	キ		
第7条		キ		
第9条		キ		
第10条	第1項	キ		
第11条		キ		
第12条	第2項	キ		
第12条	第3項	キ		
第12条	第4項	キ		
第14条	第1項	キ		
第15条	第2項	ア		
第15条	第3項	ア		
第16条	第1項	i		
第16条	第2項	i		
第17条		キ		
第18条	第1項	キ		
第18条	第2項	iv	e	

分野	5	通番	10
法律名	水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第2項	×	
第3条	第4項		準用規定
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	×	
第4条	第5項		準用規定
第5条	第1項	×	

分野	5	通番	11
法律名	小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	×	
第4条	第3項	×	
第4条	第4項	×	
第4条	第6項	×	
第4条	第7項	×	
第4条	第8項		準用規定
第8条		×	
第10条	第3項		土地改良法の準用規定
第17条	第1項	×	

分野	5	通番	12
法律名	大阪湾臨海地域開発整備法(平成四年法律第百十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第2項	×	
第4条	第3項	×	
第4条	第5項		準用規定
第7条	第3項	×	
第7条	第4項		準用規定
第7条	第6項	×	
第8条	第1項	×	
第8条	第2項	×	
第10条	第1項	×	
第10条	第2項	×	
第10条	第4項	×	

分野	5	通番	13
法律名	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	×	
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	×	
第3条	第4項	×	
第3条	第5項	×	
第3条	第7項	×	
第3条	第8項	×	
第3条	第9項		準用規定
第6条の3	第1項	×	

分野	5	通番	14
法律名	沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	×		
第5条	第4項			準用規定
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	×		
第6条	第4項	×		
第6条	第5項	iv	e	
第6条	第10項	×		
第7条	第1項	iv	g	
第7条	第2項			準用規定
第11条	第2項	×		
第12条	第3項			準用規定
第21条	第5項	×		
第21条	第6項	×		
第21条	第7項	iv	e	
第21条	第9項	×		
第22条	第2項			準用規定
第24条	第2項	×		
第28条	第1項	×		
第28条	第2項	×		
第28条	第4項	×		
第28条	第5項	iv	e	
第28条	第10項	×		
第29条	第1項	iv	g	
第29条	第2項			準用規定
第35条	第3項	iv	e	
第35条	第5項			準用規定
第41条	第2項	iv	e	
第42条	第2項	iv	e	
第42条	第4項			準用規定
第52条	第4項	×		
第52条	第6項			準用規定
第55条	第2項	iv	e	
第55条	第4項			準用規定
第60条	第1項	×		
第60条	第2項	×		



分野	5	通番	14
法律名	沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第60条	第3項	×		
第60条	第7項	×		
第61条	第1項	iv	g	
第61条	第2項			準用規定
第67条	第3項	×		
第68条	第3項			準用規定
第75条	第1項	×		
第75条	第2項	×		
第75条	第4項	×		
第75条	第8項	×		
第76条	第1項	iv	g	
第76条	第2項			準用規定
第84条	第2項	×		
第89条	第1項	×		
第98条	第3項	iv	e	
第98条	第6項			準用規定
第99条	第4項	iv	e	
第99条	第7項			準用規定
第100条	第1項	×		
第101条	第2項			準用規定
第102条		×		
第105条の2	第2項	×		
第105条の2	第3項	×		
第105条の2	第4項	×		
第105条の2	第5項			準用規定
第108条	第7項			港湾法の準用
第108条	第9項			港湾法の準用

分野	5	通番	15
法律名	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律 (平成七年法律第百二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第4項	×	
第6条	第5項	×	
第6条	第7項		準用規定
第10条	第2項	×	
第10条	第3項	×	
第10条	第4項	×	
第10条	第5項	×	
第10条	第6項		準用規定
第11条	第2項	×	
第11条	第3項	×	
第11条	第4項		準用規定

分野	5	通番	16
法律名	離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	×		
第4条	第3項	×		
第4条	第5項	×		
第4条	第9項			準用規定
第10条	第1項	×		

分野	5	通番	17
法律名	山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条	第2項	×	
第7条の2	第1項	×	
第7条の2	第2項	×	
第7条の2	第4項	×	
第7条の2	第5項		準用規定
第8条	第1項	×	
第8条	第2項	×	
第8条	第4項		準用規定
第11条	第1項	×	
第12条	第4項	×	
第12条	第6項		準用規定

分野	5	通番	18
法律名	過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	×		
第5条	第2項	×		
第5条	第4項(前段)	iv	g	
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	×		
第6条	第4項	×		
第6条	第6項			準用規定
第7条	第1項	×		
第7条	第4項において準用する第1項(後段)			準用規定
第15条	第3項	×		
第16条	第1項	×		

分野	5	通番	19
法律名	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第2項	×	
第5条	第4項	×	
第5条	第6項	×	
第5条	第8項	×	
第5条	第9項	×	
第5条	第10項	×	
第5条	第11項		準用規定
第6条	第1項	×	
第7条	第1項	i	
第7条	第2項	i	
第7条	第3項	i	
第7条	第4項	i	
第7条	第5項	×	
第8条	第1項	i	
第8条	第2項	×	

分野	5	通番	20
法律名	半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第2項	×		
第2条	第3項	×		
第3条	第1項	iv	g	
第3条	第3項	×		
第3条	第4項	×		
第3条	第5項			準用規定
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	×		

分野	5	通番	21
法律名	総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	×		
第5条	第3項	×		
第5条	第6項	×		
第6条	第1項	iv	g	
第6条	第2項			準用規定



分野	5	通番	22
法律名	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	×	
第4条	第4項	×	
第4条	第5項	×	
第4条	第6項	×	
第4条	第7項		準用規定
第5条	第2項	×	
第5条	第4項	×	
第5条	第5項	×	
第5条	第6項		準用規定
第7条	第1項	×	
第7条	第2項	×	
第8条	第2項		準用規定
第9条	第2項	×	
第10条	第2項		準用規定
第12条		×	
第36条	第2項	ア	
第37条		ア	

分野	5	通番	23
法律名	地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第16条	第2項	×	

分野	5	通番	24
法律名	測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第11条	第1項	キ		
第11条	第2項	キ		
第14条	第1項	iv	e	第39条により地方公共団体が処理する 事務
第14条	第2項	iv	e	第39条により地方公共団体が処理する 事務
第15条	第2項	ア		第39条により地方公共団体が処理する 事務
第15条	第3項	ア		第39条により地方公共団体が処理する 事務
第17条		ア		第39条により地方公共団体が処理する 事務
第20条	第1項	i		第39条により地方公共団体が処理する 事務
第21条	第1項	×		第39条により地方公共団体が処理する 事務
第23条	第1項	×		第39条により地方公共団体が処理する 事務
第24条	第3項	ア		第39条により地方公共団体が処理する 事務
第25条		キ		第39条により地方公共団体が処理する 事務
第32条		キ		
第33条	第1項	キ		
第33条	第2項	キ		
第36条		キ		
第37条	第1項	×		
第37条	第3項	キ		
第37条	第4項	キ		
第39条				準用規定
第40条	第1項	×		
第44条	第2項	キ		

分野	5	通番	25
法律名	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第11条	第1項	ア		
第11条	第2項	ア		
第11条	第4項	ア		
第12条	第1項	ア		
第12条	第3項	ア		
第12条	第4項	ア		
第14条	第1項	ア		
第14条	第2項	ア		
第14条	第3項	ア		
第15条	第1項	ア		
第15条	第2項	ア		
第15条	第3項	ア		
第15条の2	第2項	ア		
第15条の3		×		
第15条の4		ア		
第15条の7	第3項	ア		
第15条の8		×		
第15条の12				仲裁法の準用
第15条の14		×		
第16条		i		
第18条	第1項	i		
第18条	第2項	i		
第18条	第3項	×		
第18条	第4項	×		
第19条	第1項	ア		
第19条	第2項	ア		
第21条	第1項	×		
第23条	第1項	×		
第23条	第2項	×		
第24条	第1項	iv	e	
第24条	第5項	iv	e	
第26条	第1項	i		
第26条	第2項	×		
第26条の2	第1項	iv	e	
第26条の2	第3項			準用規定

分野	5	通番	25
法律名	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第27条	第1項	×		
第27条	第6項	×		
第28条		ア		
第28条の2		×		
第28条の3	第1項	×		
第28条の3	第2項	×		
第30条	第1項	i		
第30条	第2項	×		
第30条	第3項	×		
第30条の2				準用規定
第32条	第1項	×		
第32条	第2項			準用規定
第33条		i		
第34条		×		
第34条の2	第1項	×		
第34条の2	第2項			準用規定
第34条の3		i		
第34条の4	第1項	iv	e	
第34条の4	第3項			準用規定
第35条	第2項	ア		
第35条	第3項			準用規定
第36条	第1項	i		
第36条	第2項	i		
第36条	第4項	i		
第36条	第5項	i		
第36条	第6項	i		
第36条の2	第2項	×		
第36条の2	第4項			準用規定
第36条の2	第5項	×		
第36条の2	第7項	×		
第37条	第1項	i		
第37条	第2項	i		
第37条	第3項	×		
第37条の2		i		
第38条		i		

分野	5	通番	25
法律名	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第40条	第1項	ア		
第41条				準用規定
第42条	第1項	iv	e	
第42条	第4項			準用規定
第44条	第2項	ア		
第45条	第1項	iv	e	
第45条	第3項			準用規定
第45条の2		i		
第46条	第1項	ア		
第46条	第2項	ア		
第46条の4	第1項	i		
第46条の4	第2項			準用規定
第46条の4	第3項	x		
第47条		ア		
第47条の2	第1項	ア		
第47条の2	第2項	ア		
第47条の2	第3項	ア		
第47条の2	第4項	ア		
第47条の3	第1項	x		
第47条の3	第3項	x		
第47条の3	第4項	x		
第47条の3	第5項			準用規定
第47条の4	第1項	iv	e	
第47条の4	第2項			準用規定
第48条	第1項	ア		
第48条	第2項	ア		
第48条	第3項	ア		
第48条	第4項	ア		
第48条	第5項	ア		
第49条	第1項	ア		
第49条	第2項			準用規定
第50条	第3項	ア		
第50条	第4項	ア		
第50条	第5項	ア		
第52条	第1項	x		

分野	5	通番	25
法律名	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第52条	第2項	×	
第52条	第3項	×	
第63条	第3項	ア	
第65条	第2項	×	
第65条	第3項	ア	
第65条の2	第6項	ア	
第66条	第2項	ア	
第66条	第3項	ア	
第68条		i	
第69条		i	
第70条		i	
第71条		i	
第72条			準用規定
第73条		i	
第74条	第1項	i	
第74条	第2項		例による規定
第75条		i	
第76条	第3項	i	
第77条		i	
第80条		i	
第80条の2	第1項	i	
第80条の2	第2項		例による規定
第81条	第3項	ア	
第82条	第7項	i	
第83条	第4項	i	
第83条	第5項	i	
第83条	第6項	i	
第84条	第3項		準用規定
第87条		×	
第88条		i	
第89条	第1項	×	
第89条	第2項	×	
第89条	第3項		みなし規定
第90条		i	
第90条の3	第1項	ア	

分野	5	通番	25
法律名	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第90条の3	第2項	ア		
第90条の4		i		
第91条	第1項	i		
第92条	第1項	i		
第93条	第1項	i		
第94条	第1項	i		
第94条	第3項	ア		
第94条	第4項			準用規定
第94条	第5項	ア		
第94条	第6項			準用規定
第94条	第7項	ア		
第94条	第8項	ア		
第95条	第1項	i		
第95条	第3項	i		
第95条	第4項	×		
第95条	第6項	i		
第96条	第1項	×		
第96条	第4項	×		
第96条	第5項			準用規定
第96条	第6項	×		
第97条	第1項	i		
第97条	第2項			準用規定
第98条		i		
第99条	第1項	i		
第99条	第3項	i		
第102条の2	第2項	i		
第104条の2				準用規定
第105条	第1項	i		
第105条	第2項	i		
第107条	第1項	×		
第116条	第2項	×		
第117条				準用規定
第118条	第1項	iv	e	
第118条	第5項	ア		
第119条		ア		



分野	5	通番	25
法律名	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第120条				準用規定
第121条		ア		
第122条	第1項	iv	e	
第122条	第2項	×		
第122条	第4項	×		
第123条	第2項	×		
第123条	第3項	×		
第123条	第4項	i		
第123条	第6項			準用規定
第124条	第1項	i		
第124条	第2項			準用規定
第124条	第3項			準用規定
第138条	第1項			準用規定

分野	5	通番	26
法律名	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第9条	第1項	i	
第9条	第2項	×	
第9条	第3項	×	
第10条	第3項		準用規定
第11条	第8項	×	
第13条	第2項	i	
第13条	第4項		準用規定
第20条	第1項	×	
第20条	第3項	×	
第20条	第4項		行政不服審査法の準用
第20条	第5項		更に同様の手続を行うべき旨の規定
第21条	第1項	i	
第21条	第2項	i	
第21条	第3項	×	
第21条	第4項	i	
第29条	第2項	×	
第39条	第2項		準用規定
第39条	第4項	×	
第39条	第5項	i	
第45条	第3項	i	
第45条	第5項	i	
第51条の8	第1項	×	
第51条の8	第3項	×	
第51条の8	第4項		行政不服審査法の準用
第51条の8	第5項		更に同様の手続を行うべき旨の規定
第51条の9	第1項	i	
第51条の9	第2項	×	
第51条の9	第3項	×	
第51条の10	第2項		準用規定
第51条の11	第2項		準用規定
第51条の13	第2項	i	
第51条の13	第4項		準用規定
第52条	第1項	i iv g	
第54条			準用規定
第55条	第1項	×	

分野	5	通番	26
法律名	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第55条	第4項	×		
第55条	第5項			行政不服審査法の準用
第55条	第6項			更に同様の手続を行うべき旨の規定
第55条	第7項	×		
第55条	第8項	×		
第55条	第9項	i		
第55条	第12項	iv	g	
第55条	第13項			準用規定
第58条	第8項	×		
第71条の3	第4項	×		
第71条の3	第8項	×		
第71条の3	第9項			行政不服審査法の準用
第71条の3	第10項			更に同様の手続を行うべき旨の規定
第71条の3	第11項	i iv	e	
第71条の3	第15項			準用規定
第72条	第2項	ア		
第72条	第3項	ア		
第72条	第4項	ア		
第72条	第6項	ア		
第72条	第7項	ア		
第73条	第1項	i		
第73条	第2項	i		
第73条	第4項	×		
第76条	第2項	×		
第76条	第3項	×		
第76条	第5項	ア		
第77条	第2項	ア		
第77条	第3項	ア		
第77条	第4項	ア		
第77条	第5項	ア		
第77条	第6項			準用規定
第77条	第9項	ア		
第78条	第1項	i		
第78条	第3項			準用規定
第78条	第4項			行政代執行法の準用

分野	5	通番	26
法律名	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第78条	第5項	i		
第82条	第2項	i		
第83条		x		
第84条	第1項	ア		
第84条	第2項	x		
第85条の2	第5項	i		
第85条の2	第6項	i		
第85条の2	第7項	x		
第85条の3	第4項	i		
第85条の3	第5項	i		
第85条の3	第6項	x		
第85条の4	第5項	i		
第85条の4	第6項	i		
第85条の4	第7項	x		
第86条	第1項	i iv	g	
第86条	第4項	i		
第86条	第5項	i		
第87条	第1項	x		
第87条	第3項	i		
第88条	第2項	x		
第88条	第4項	x		
第88条	第5項	x		
第88条	第7項	iv	e	
第89条	第1項	i		
第89条	第2項	i		
第89条の2		i		
第89条の3		i		
第89条の4		i		
第90条		i		
第93条	第3項	x		
第93条	第4項	x		
第93条	第6項	x		
第94条		i		
第95条	第4項	x		
第97条	第1項	iv	g	

分野	5	通番	26
法律名	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第97条	第2項			準用規定
第97条	第3項			準用規定
第98条	第1項	i		
第98条	第5項	i		
第98条	第6項	i		
第99条	第2項	i		
第100条	第1項	i		
第100条の2		i		
第101条	第1項	i		
第101条	第2項	i		
第101条	第3項	i		
第101条	第4項			準用規定
第101条	第5項			準用規定
第102条	第2項			準用規定
第103条	第1項	i		
第103条	第2項	i		
第103条	第3項	×		
第103条	第4項	i		
第103条	第5項	×		
第107条	第1項	×		
第107条	第2項	i		
第109条	第1項	i		
第110条	第1項	i		
第110条	第3項	ア		
第110条	第7項			準用規定
第112条	第1項	i		
第114条	第4項			準用規定
第116条	第5項			準用規定
第124条	第3項	i		
第125条	第2項	i		
第125条	第5項	×		
第125条	第6項	×		
第125条の2	第2項	×		
第125条の2	第5項	i		
第126条	第2項	×		

分野	5	通番	26
法律名	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第133条	第2項			準用規定
第136条		×		

分野	5	通番	27
法律名	公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第47条	第3項	×	

分野	5	通番	28
法律名	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第1項	i		
第6条	第2項	ア		
第6条	第3項	ア		
第7条		i		
第9条	第1項	×		
第9条	第2項	×		
第10条	第2項	i iv	g	
第14条	第1項	i		
第19条	第3項	ア		



分野	5	通番	29
法律名	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第7条	第1項	×		
第7条	第2項	×		
第9条				土地収用法の準用
第12条	第1項	×		
第12条	第2項	×		
第12条	第3項	×		
第12条	第4項	×		
第13条	第1項	i		
第14条	第1項	i		
第14条	第2項	×		
第14条	第4項	×		
第14条	第5項	×		
第15条	第1項	ア		
第15条	第2項	ア		
第16条		i		
第17条	第2項	×		
第18条	第1項	×		
第20条				土地収用法の準用
第21条	第1項	i		
第21条	第3項	×		
第22条	第1項	iv	e	
第22条	第3項			土地収用法の準用
第23条	第1項	×		
第24条		×		
第28条	第4項			準用規定
第28条	第5項	×		
第28条	第6項	×		
第29条	第1項	i		
第29条	第3項	×		
第29条	第4項			準用規定
第30条	第1項	i		
第30条	第2項	×		
第30条	第4項	×		
第30条	第6項			土地収用法の準用
第31条	第2項	×		

分野	5	通番	29
法律名	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第32条	第1項	i	
第32条	第2項	i	
第32条	第3項	i	
第32条	第4項		土地収用法の準用
第33条	第2項	i	
第33条	第3項	×	
第33条	第4項	×	
第33条	第5項	×	
第37条	第2項		準用規定
第38条		i	

分野	5	通番	30
法律名	公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	×	
第4条	第3項	×	
第11条		×	
第13条の2	第2項		準用規定
第22条	第2項	×	
第22条	第3項	×	
第23条	第2項	×	
第27条	第2項	×	
第27条	第3項	×	
第29条	第2項	×	
第29条	第3項	×	
第33条	第2項	×	
第42条	第3項		準用規定